

### 3 申告の必要がない方

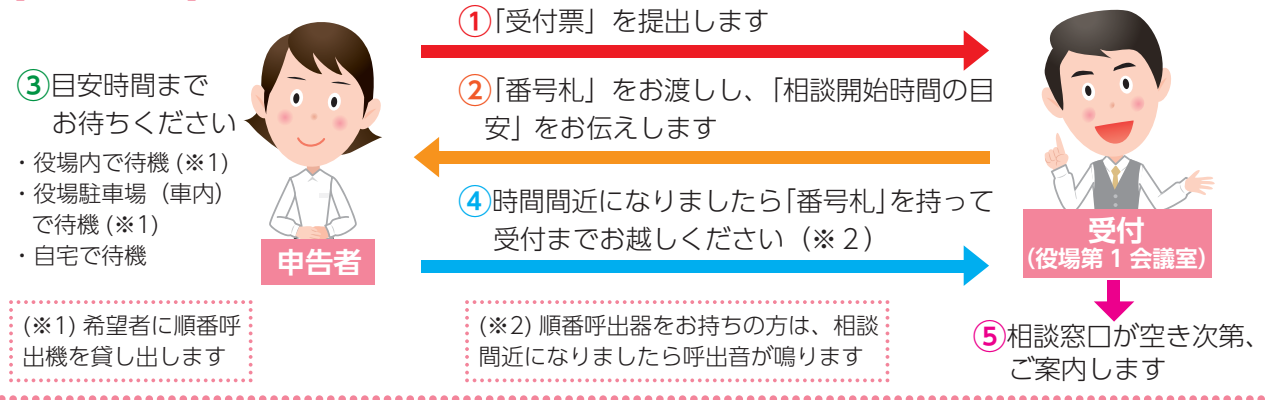
- 年末調整の済んだ給与所得のみで、勤務先から茨城町に「給与支払報告書」が提出されている方
  - 町内在住の方の税法上の扶養となっている方（健康保険組合等、保険証の扶養とは異なります）
  - 公的年金のみを受給している方で、医療費控除や生命保険料控除また配偶者控除や扶養控除等の控除を受けない方
- ※所得税の確定申告書を税務署に提出される方は、町・県民税の申告は不要です。

### 4 受付・待合室について

役場 2 階第 1 会議室で受付を行います。例年、受付や待合室は大変混雑します。感染症拡大防止のため、以下の点にご協力ください。

- 受付票について  
申告の受付票については、1月下旬に配布する「**町民税・県民税申告受付について【税務課からのお知らせ】**」にて様式を掲載します。当日は受付票と引き換えに番号札を配布します。受付混雑防止のため、受付票を事前に記載してからお持ちいただきますようお願いいたします。（受付票は税務課窓口でも配布します。また、町ホームページからもダウンロードが可能です。）
- 待合室について  
待合室は例年混雑することから、**第 1 会議室については、呼び出し間近の方のみお待ちいただけます。**それまでは、1階中央ロビーや役場駐車場などでお待ちください。  
受付後、役場内や役場駐車場で順番を待たれる方については、「**順番呼出機**」を貸し出しますので、受付時にお申し出ください。

#### 【受付の流れ】



### 5 町の申告会場で受付できない申告（水戸税務署等で申告してください）

- 青色申告（決算書等が作成済で、申告書だけの場合もできません）
  - 分離課税申告（収用事業以外の土地・建物・株式等の譲渡、上場株式等の配当所得、FX等、先物取引に係る雑所得）
  - 新規に住宅借入金等特別控除を受ける方、新規ではないが借換えがあった方、連帯債務のある方の申告
  - 増改築、特定改修、認定長期優良住宅等による特別控除
  - 相続税申告、贈与税申告、消費税申告
  - 相続または贈与税に係る生命保険契約や損害保険等に基づく年金による所得の申告
  - 「確定申告書控」に税務署の收受日印が必要な方
- その他複雑な申告につきましても、税務署へご案内させていただく場合があります。**



【問合せ先】 税務課 住民税グループ ☎029-240-7114(直通)

### 2 申告に必要な書類・持ちもの

#### 本人確認書類等

	必要なもの	例
申告するすべての方	個人番号(マイナンバー)のわかる書類(申告者本人、扶養親族、専業従事者のもの)	・マイナンバーカード・通知カード ・個人番号記載の住民票等 <b>マイナンバーは毎年提示してください。</b>
	本人確認ができるもの 印鑑(朱肉を使う印鑑)	・運転免許証、マイナンバーカード等 ・三文判や認め印
該当のある方	利用者識別番号(お持ちの方)	・国税庁ホームページ、または以前役場申告会場で取得した16ケタの番号
	申告案内ハガキや申告書(お持ちの方) 申告者本人の還付口座のわかるもの	・金融機関の通帳、キャッシュカード等

#### 収入関係書類

	申告する所得の種類	必要な書類
該当のある方	給与・年金所得者	・源泉徴収票(令和3年分)
	営業 農業 不動産所得者	・収支内訳書(令和3年1月～12月までに収入・支出したもの) ・科目別に経費が記載された帳簿・領収書等 固定資産税、軽自動車税、土地改良費の額等、あらかじめ納税通知書や領収書等を元に帳簿に記載したものををご用意ください。
	上記以外の収入	・支払調書 ・個人年金等の受け取りの証明書等 個人年金等の受け取りの証明書は「 <b>必要経費</b> 」の記載のあるものをご用意ください。

#### 控除関係書類

	受けたい控除	必要な書類
該当のある方	医療費控除	・医療費控除の明細書(様式は税務課窓口を設置するほか、町ホームページにも掲載しています) ・医療費のお知らせ等(健康保険組合等で発行されたもの) ・高額療養費や保険金等、補てんされた額が確認できるもの
	社会保険料控除	令和3年1月～12月までに支払ったものの領収書、証明書等
	寄附金控除 小規模企業共済等掛金控除 生命保険料控除 地震保険料控除	令和3年1月～12月までに支払ったものの控除証明書 <b>契約書・証書・領収書ではありません</b>
	障害者控除	・障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害者控除対象者認定書
	勤労学生控除	・学生証、在学証明書等
	住宅借入金等特別控除(新規に受ける場合は町では受付できません)	・借入金の年末残高証明書 ・住宅借入金等特別控除申告書(税務署から送られてきたもの)

- ひとり親・寡婦控除、配偶者(特別)控除、扶養控除については、申告時にお申し出ください。
- 町外居住者の扶養控除は、該当者の個人番号、所得のわかるもの(なければ不要)、生年月日、住所(該当があれば障害者手帳等)が必要です。海外居住者の扶養控除は、このほかに親族関係書類・送金関係書類(それぞれ日本語に訳したもの)もお持ちください。